

○ 財務省令平成二年十二月三日付  
平成二年十二月三十号  
条件等を次のとおり告示第百八十八号  
に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示  
第三百八十八号)第五条第十ー項の規定に  
基づき、利付国債の発行等に關する規則を定  
めることを以て平成二年十二月三十日より  
施行する。

財務大臣 野田佳彦

一　　法律の発行号名及び根柢記述  
二　　法律の発行年別第回付  
三　　法律の発行年別第回付  
四　　發行方法の適用

て価のし定あ争争う札価振の以律社條九特律に營平十利  
得格決、めつ入入。格替適下へ債第年別第回付  
らを定価らて札札に以を機用一平、一法会七すた二回)  
れ募を格れられ、と發によ下競闘を受振替<sup>ト</sup>成十三年法  
る入受競た価額け争格時「発行に付けるも日本銀行の  
格にた入利競にと行い(以競して行うと申す。)の規  
率をよ各札を入わう(以下札れ)。下入行とし、その規  
そり申にお札れ。)のにる、「札わする。そ規の定  
の加込おそれ。)のにる、「札わする。そ規の定  
發重みいの利お入価値「れ」の規の定  
行平のて利お入価値「れ」の規の定  
価均應募率い札格格とる。そ規の定  
格し募入とてで競競い入の規の定。

## 五

ハ 口 イ  
方 募

入価・別債行争非者特国札非	入価法入
札格第参市及入価・別債発競	札格 決
発競Ⅱ加場び札格第参市行争	発競 定
行争非者特国発競I加場 入	行争 の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るの その  
額範特。応のう  
を囲別 募 応ち  
割内参額 募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競と  
入場も加、た価格國定特あ争争す  
札特の者財後格競債め別つ入る  
発別にご務に競争市る参て札札も  
行參よと大行争入場も加、と發の  
一加るに臣わ札發別にご務時によ  
と者發応がれの行參よと大にとる  
い・行募各の行參よと大にとる  
う第へ限國る募一加るに臣行い發  
。II以度債入と者發応がわう行  
非下額市札のい・行募各れ。(以下  
価一を場で決う第へ限國る、  
格國定特あ定一I以度債入価一  
競債め別つを及非下額市札格非

七

二

ハ

ロ

払

込 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国

札 非

六  
イ  
発

入 價 ・ 別 債

金 札 格 第 参 市

額 發 競 II 加 場

發 競

行 争

入 價  
札 格 行  
發 競  
行 争 額

で た 条 特

二 利 第 別

千 付 一 会

四 国 項 計

十 債 の に

四 に 規 関

億 つ 定 す

円 い に る

て 基 法

、 づ 律

額 き 第

面 發 四

金 行 十

額 し 六

で た 条 特 額 た 条 億 は き 第 五 兆 国 項 特 財 う 額

二 利 第 別 三 利 第 別 で 利 第 五 、 發 四 万 四 債 の 例 政 ち 面

千 付 一 会 十 付 一 会 千 付 一 千 額 行 十 円 千 に 規 等 運 、 金

百 国 項 計 二 国 項 計 百 国 項 五 面 し 六 、 八 つ 定 に 営 平 額

五 債 の に 億 債 の に 億 債 の 百 金 た 条 特 百 い に 関 の 成 で

十 に 規 関 九 に 規 関 八 に 規 万 額 利 第 別 六 て 基 す た 二 二

三 つ 定 す 千 つ 定 す 千 つ 定 円 で 一 會 十 は づ る め 十 兆

億 い に る 三 い に る 五 い に 、 七 国 項 計 一 、 き 法 の 二 三

円 て 基 法 百 て 基 法 百 て 基 同 千 国 の に 億 額 發 律 公 年 千

、 づ 律 万 、 づ 律 八 は づ 法 八 債 規 関 五 面 行 第 債 度 八

額 き 第 円 額 き 第 十 、 き 第 百 に 定 す 千 金 し 二 の に 百

面 發 四 面 發 四 五 額 額 發 六 三 つ に る 九 額 た 条 發 お 二

金 行 十 金 行 十 万 面 行 十 十 い 基 法 百 で 利 第 行 け 一 億

額 し 六 額 し 六 円 金 し 二 九 て づ 律 十 一 付 一 の る 円

口	イ	一	發	振額最	二	ハ	ロ	イ
非者特国札非 価・別債発競 格第参市行争 競I加場、入	入価發	札格行行	替	低行争非者特国行争非者特国札非入価 入価・別債入価・別債発競札格	入価・別債發競札格	札格第参市	札格第参市行争發競	札格第参市行争發競
十額格十額 二面二面 錢金錢金 二額以額 厘百上百 円の円 にそに つれづき 九れ九 十九の十 九応九 円募円 九価九	平す額の振 成るの記替 .整載法 數又の 倍は規 年の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 十 二 億 四 千 五 十六 六 万八 千	円二 千 四 十 二 億 四 千 五 一 億 三 千 二 百 六 万八 千	千二十三四二 円千円十十兆 百二九三 五億万千 十九五七 一千千百 一億四円八 三千十三 二万億 三百四 六四千 万百三 六三百				

十  
九  
八  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平財日額平るい日毎  
成務本面成利てを年  
二大銀金二子、支五  
十二臣行額十をそ払月  
から百四支の期十  
年円年払日と五  
十一通に十う以し日  
通知つ一。前、及  
一月をき月六各び  
十五受け百十月支十  
日た円五間払一  
者日に期月  
属に十  
すお五

額面金額 ×  $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十  
三  
二

初利入価・別債行争  
期札格第参市及入  
利発競Ⅱ加場び札  
子率行争非者特国發

規下は期た期平年  
定、が金と成〇  
す次そ銀額し二・  
る号の行を、十一  
期及翌休支次三パ  
日び営業払の年一  
に第業日う算五セ  
つ十日に式月ン  
い五にたに十ト  
て号支當だよ五  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
いへと支出支  
て以き払し払